別　紙

**留萌川公募型樹木等採取試行への参加者募集要項**

令和７年６月９日

留萌開発建設部留萌開発事務所

留萌開発建設部留萌開発事務所では、河川内の樹木を資源として有効利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に**留萌川河川敷地の樹木の採取**を許可する「公募型樹木等採取」（無償採取）を試行します。

本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工及び販売などをすることができます。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認の上、「応募様式」に必要事項を記入し期日までに応募してください。

【応募要領】

1. 応募方法

公募型樹木等採取の試行に参加を希望される方は、「応募様式」(様式－１)に必要事項を記入し、１２月８日（月）までに郵送、電子メール又は、ＦＡＸにて以下の宛先まで送付してください。

**応　募　先**

郵送：〒０７７－００２２　留萌市堀川町２丁目７８番地

　留萌開発建設部　留萌開発事務所　河川課　宛

メールアドレス：hkd-rm-kaizi-kasen@nyb.mlit.go.jp

Ｆ Ａ Ｘ ：０１６４－４３－８５７４

1. 応募資格

　以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

1. 過去３年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
2. 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
3. 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者
4. 直近１年間の税を滞納している者
5. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
6. 樹木等採取の概要
   1. 採取期間 ： 令和７年６月１６日（月）～令和７年１２月１５日（月）
   2. 採取予定場所 ：　留萌川河川敷地内であればどこでも採取可能。

　　　　　　　　　　　　　　　　　希望箇所があれば応募様式に記入してください。

* 1. 主　　な　　樹　　種 ： ヤナギ類等

1. 樹木等採取者の選定方法

応募の中から、応募資格に適合し樹木等採取の効果（採取面積や時期、工程などを勘案）や確実性などを総合的に判断し、試行に参加される方を選定いたします。

選定結果につきましては、当選者に郵送又はＥメールで通知いたします。なお、選定結果内容につきましては、お答えいたしません。

1. その他
   1. 応募様式への記載内容（応募資格や樹木等採取方法）などを確認するため、直接お電話等により担当者が聞き取りする場合があります。
   2. 試行への参加者として選定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について留萌開発事務所と事前に協議した上で、河川法第２５条に基づき、許可申請書を提出する必要があります。詳細については、選定結果の通知後、留萌開発事務所の担当者から連絡いたします。
   3. 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
   4. 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧してもらう場合があります。
   5. 本試行に係る問合せ先は以下のとおりです。

**問合せ先**

留萌開発建設部　留萌開発事務所　河川課

〒０７７－００２２　留萌市堀川町２丁目７８番地

電　　話：０１６４－４２－３１３２

Ｆ Ａ Ｘ：０１６４－４３－８５７４